平成２９年（フ）第１１４０号
京都市右京区太秦西野町１番地48
債務者　笹原　陽一
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原５番地の１
債務者　下司由紀子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６３号
京都市山科区東野狐藪町７－８　パークテラス山科106号室、住民票上の住所京都市山科区西野離宮町36番地４
債務者　飯田　龍司
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６８号
京都市南区西九条比永城町４番地８
債務者　松下　武司
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９４号
京都市上京区一条通御前通西入３丁目西町６番地
債務者　竹内　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２３号
京都府城陽市富野高井95番地　バーンフリート富野荘Ａ棟105号
債務者　結城　徳昭
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６４９号
兵庫県西宮市森下町８－21－501　松尾寿美子方、住民票上の住所兵庫県西宮市中殿町６番３－103号
債務者　木下　佳美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
鳥取県倉吉市湊町683番地
債務者　安藤　義雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第７９号
広島県三原市須波ハイツ２丁目５番26号
債務者　豊田　博子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２１８号
愛媛県松山市余戸東３丁目９番23号　ピカデリーサーカステラス105号
債務者　中井　翔太
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８４号
愛媛県松山市北井門４丁目26番35号
債務者　溝口　　純
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６４号
佐賀県小城市三日月町長神田2231番地１　プレミアムアイランド長神田Ⅲ　302号、前住所佐賀県杵島郡白石町大字湯崎1726番地１
債務者　市原　大輝（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目11番21号　キクマンション９Ｅ号
債務者　脇田　　崇
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目11番21号　キクマンション９Ｅ号
債務者　脇田由香理
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1568番地６
債務者　永井　　亨（旧姓東・吉田）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５２８号
静岡市清水区梅ヶ谷234番地の４　フレグランス大石Ｂ202
債務者　山本　博美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５９０号
東京都足立区中央本町３丁目16―17―202
債務者　萩原　一治
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部